

1

2013年7月19日 第3時限		文学部		学科	年	採点欄
科目	教員名	学籍番号	番			
古典文学特講義3	日吉	氏名				

板橋校舎 授業 (金曜日 三時限)

自筆ノートのみ参照可

次の①～⑤の五世紀から八世紀の古代日本語文を訓み下した上で、それぞれの特質とかな発達以前の、語文表記について総合的に詳述しなさい。

- ① 辛亥年(四七一)七月中の紀年銘を有する埼玉県行田市埼玉稻荷山古墳出土鉄剣の〔銘文〕、
- (表) 「辛亥年七月中記 乎獲居臣上祖 名意富比地 其兒多加利足尼 其兒名互已加利獲居 其兒名多加披次獲居 其兒名多沙鬼獲居 其兒名半弓比」
- (裏) 「其兒名加差披余 其兒名乎獲居臣 世々為杖刀人首 奉事来 至今 獲加多支國大王寺在斯鬼宮時 吾左治天下 令作此百練利刀 記吾奉事根原也」
- ② 一曰、以和為貴。無忤為宗。人皆有死、亦少違者。〔十七條憲法〕(六〇四年)
- ③ 池邊大宮治天下天皇、大御身勞賜時、歲次丙午年、召於大王天皇與太子而、誓願賜、我大御病太平欲坐故、將造寺藥師像作仕奉詔。然當時崩賜、造不堪者、小治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王、大命受賜而、歲次丁卯年仕奉。〔法隆寺金堂藥師仏光背銘〕(推古十五年(六〇七)?、天智六年(六六七)、『上宮法王帝説』にも所載)
- ④ 辛巳歲巢月三日記、佐野三家定賜 健守命孫黑賣刀自、此新川臣兒、斯多々弥足尼孫大兒臣娶 生兒長利僧、母為記定文也、放光寺僧。〔上野国山名村碑〕(天武十年(六八一))
- ⑤ 現御神〔止〕大八嶋国所知天皇大命〔良麻止〕詔大命〔乎〕集侍皇子等 王等百 官人等 天下公民 諸聞食〔止〕詔。〔經日本紀〕宣命一詔(文武天皇元年(六九七)八月庚辰)〔 〕内小若。

※(注) 解答を裏面に記入する場合は、問番号を付してこの欄の裏側から記入すること。

